

5. 年金

公的年金制度に加入している期間中等に被った傷病等により障がい者になった場合に年金、一時金(手当金)が支給されます。

名 称	内 容	問い合わせ先									
国民年金 障害基礎年金	国民年金に加入している間に病気やけがで障がい者になったとき(過去に被保険者であった方で、60 歳以上 65 歳未満の方が日本国内に住んでいる間に障がい者になったときを含む)障がいの程度が1級又は2級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に、支給されます。 20 歳前(国民年金に加入する前)の病気やけがで障がい者になった場合も、支給されます。ただし、この場合は、本人に一定以上の所得があれば所得額に応じて全額又は半額が支給停止になります。 年金額(令和6年度) <table> <tr> <td></td><td>～S31.4.1 生</td><td>S31.4.2 生～</td></tr> <tr> <td>1級</td><td>年額 1,017,125円</td><td>年額 1,020,000 円</td></tr> <tr> <td>2級</td><td>年額 813,700 円</td><td>年額 816,000 円</td></tr> </table>		～S31.4.1 生	S31.4.2 生～	1級	年額 1,017,125円	年額 1,020,000 円	2級	年額 813,700 円	年額 816,000 円	医療年金課 TEL 955-9512 FAX 951-5410
	～S31.4.1 生	S31.4.2 生～									
1級	年額 1,017,125円	年額 1,020,000 円									
2級	年額 813,700 円	年額 816,000 円									
厚生年金保険	障がいの原因となった病気やけがの初診日が、厚生年金保険の被保険者期間中であって、障がい認定日の障がいの程度が、1級～3級の状態にあり、一定の保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。詳しくはねんきんダイヤル、または京都西年金事務所へお問い合わせください。	ねんきんダイヤル TEL 0570-05-1165 京都西年金事務所 TEL 323-1170 FAX 314-8638									
	障害手当金(一時金) 厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病が、初診日から5年以内に治り障害手当金が受けられる程度と決められた障がいが残った場合、障害基礎年金の場合と同様の保険料納付要件を満たしているときに支給されます。詳しくはねんきんダイヤル、または京都西年金事務所へお問い合わせください。										
共済組合	障害共済年金 公務等によらない傷病の初診日において組合員であり、障害認定日において障がいの状態にある場合に支給されます。障害基礎年金の場合と同様の受給要件があります。詳しくは各共済組合へお問い合わせください。	各共済組合									
	障害一時金 公務によらない傷病の初診日において組合員であったものが退職した場合においてその退職の日において一定の障がいの状態にある場合に支給されます。詳しくは各共済組合へお問い合わせください。										

※年金の1級・2級・3級は、障がい者手帳の等級認定とは基準が異なります